



第17号様式（第20条関係）

大和郡山市産清許可 第 30114 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 高槻市紺屋町3番1-326号
氏名 都市クリエイト(株)
代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証する。

平成30年3月22日

大和郡山市長 上田 清



記

- 1 許可の有効期間 平成30年4月 1日から
平成32年3月31日まで
- 2 事業の範囲
(1)取扱廃棄物の種類
一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び特定管理一般廃棄物を除く）
(2)処理区分 収集及び運搬（積み替えを含まない。）
- 3 区 域 大和郡山市内
- 4 許可の条件
(1)市内所在地 大和郡山市番条町5-7
(2)許可車両 下記の2台

1	大阪800せ5864	2	大阪100せ3123	3	
4		5		6	
7		8		9	

- (3)その他許可条件 裏面記載のとおり

複写無効